



家畜衛生だより



令和8年度第1号(豚) 令和8年4月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

平素より家畜保健衛生所業務の推進に御理解御協力をいただき心よりお礼申し上げます。南部家畜保健衛生所長の江森です。昨年度に引き続きよろしくお願いたします。

さて、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、令和7年10月に北海道の採卵鶏農場で国内1例目が確認されて以来、15道府県23事例の発生を認め、約552万羽が防疫措置の対象となっております。本県でも2事例の発生を認め、約18.8万羽が防疫措置の対象となりました。渡り鳥が北帰行する5月の連休まで、本病の発生リスクが高い状況が続きますので、引き続き飼養家さんの異状の早期発見と早期通報をお願いいたします。

豚熱については、昨年度は本県での発生はなかったものの、隣接県では野生イノシシの感染が確認されており、依然として予断を許さない状況です。ワクチンの的確な接種と初乳の十分な給与、飼養衛生管理基準の遵守といった複合的な対策と、万一農場で発生した場合に備えて埋却地やレンダリング装置設置場所の確保をお願いいたします。なお、豚熱発生時の殺処分対象範囲を縮小する法令改正が予定されていますので、決まり次第、家畜衛生だより等でお知らせさせていただきます。

牛の家畜伝染病については、ヨーネ病が依然として全国的に発生しております。本年度は館山市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市の該当地区でヨーネ病定期検査を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。その他、牛ウイルス性下痢や牛伝染性リンパ腫の検査等についても適宜実施して参ります。

当所からは、家畜伝染病の発生予防を目的に、飼養衛生管理基準各項目の遵守状況等の把握のため、農場への訪問や電話連絡をさせていただくことがあります。御多忙とは存じますが、御協力をお願いいたします。

これからも、夷隅・安房・君津地域の畜産を家畜衛生の分野から支えて参る所存ですので、何卒よろしくお願申し上げます。



令和8年度南部家畜保健衛生所 新体制

所長 江森 格
次長 松本 敦子*



衛生指導課

課長 市沢 三香
主事 坂本 有菜*
上席専門員 阿部 敬
上席専門員 瀧口 由貴
上席専門員 矢嶋 真二
技師 吉浦 風輝

防疫課

課長 倉地 充
上席専門員 関根 大介
技師 松田 ふじの
技師 穴戸 陽祐
技師 山本 茉由*

転出者

木下 智秀、本橋 優哲、高貫 秀幸

* 転入者

定期報告書の提出をお願いします！

家畜を飼養している方は、毎年、農場ごとに、2月1日時点の家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、お手数ですが以下の提出期限までに、ご提出をお願い致します。

※報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所までご連絡ください。

【提出期限】 4月15日まで

**令和7年3月31日に県内初の豚熱の患畜が確認されました。
引き続き、飼養衛生管理の徹底をお願いします！**

1. 海外渡航の自粛！畜産物の持ち込み禁止！

海外からの肉製品等の持ち込みも禁止されています。罰則事例も出ています。

2. 農場へ部外者を入れない！野生動物の侵入防止！

看板等を設置し、農場に部外者が立ち入らないようにしましょう。防護柵や畜舎壁等を点検し、破損があれば改善しましょう。

3. 立入者の衣服交換！手指消毒！車両消毒！

衛生管理区域に入る人は専用衣服と長靴を着用し、手指の消毒を徹底しましょう。物を持ち込む場合は当該物品も消毒しましょう。また、車両消毒も徹底しましょう。

4. 毎日の健康観察！早期発見及び早期通報！

異常を認めたら、直ちに当所に通報してください！

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（豚熱等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。